

「建設業取引適正化推進月間」について

11月1日～30日の期間、建設業の取引適正化に関して集中的に法令遵守活動を行います。

1. 趣 旨

建設業における取引の適正化については、従来から建設業法(昭和24年法律第100号)の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところである。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要がある。

このようなことから、国土交通省及び都道府県において、平成25年度も11月を「建設業取引適正化推進月間」として、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行うものである。

2. 県の取組内容

- (1) 各振興局等、市町村及び建設業団体へ、ポスター等の配付及び掲示
- (2) ホームページ、新聞及び機関誌等を通じた普及・啓発活動
- (3) 建設業者の経営者及び技術者を対象とした講習会
(H25年6月～9月(37回)実施)
- (4) 国・県合同による立入検査等の実施(下請取引関係)
- (5) 本庁・出先機関合同による施工体制点検及び法令遵守指導
- (6) 全国一斉点検(施工体制)への参加